

はじめに

本年報は、民間事業者による信書の送達事業の現況について広く知っていただくために、総務省においてとりまとめたもので、本年度版で21回目となります。

平成15年4月に、はがきや手紙などの「信書」の送達の事業について民間事業者の参入を認める「民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」といいます。)」が施行されてから22年あまりが経過し、特定信書便事業への参入事業者は令和6年度末現在で623者を数え、令和6年度の引受通数は過去最高を更新するなど、信書便事業は堅調に推移しています。

本年報には、信書便事業に関する基本的な情報や、関連規定はもとより、特定信書便事業者の声や、特定信書便役務の利用者である地方公共団体の声を掲載しているほか、委託先の監督強化、事業者モニタリングの導入といった新たな取組についても掲載しています。

本年報が引き続き、国民の皆様方に広く活用され、我が国の信書便事業の現況や信書便事業に関する取組についてのご理解をより一層深めていただく一助となれば幸いです。

令和 8 年 2 月
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 企画課信書便事業室



はじめに

本編

第1章 信書便事業に関する取組

	信書便事業に関する施策・業界の動向 2	2
	① 特定信書便事業の安定的な運営の確保 2	2
	② 個人情報保護の推進 4	4
	コラム：利用者の声 5	5
	コラム：信書便事業者の声 6	6
	信書便事業の現況 9	9
	① 参入事業者数と役務別提供者数の推移 9	9
	② 参入事業者の規模、主たる事業 10	10
	③ 地域別参入状況 11	11
	④ 引受通数の推移 12	12
	⑤ 売上高の推移 13	13
	コラム：公文書集配業務の信書便事業者への委託状況 14	14
	その他の取組 15	15
	① 「特定信書便マーク」について 15	15
	② 一般社団法人信書便事業者協会の活動について 16	16

凡例

●文中における略号は次のとおりです。

略号	正式名称
信書便法	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）
施行規則	民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）

●法令等の内容は、令和7年12月31日現在です。



第2章

信書便事業の概況



信書便事業とは…………… 18

- ① 信書便法の目的…………… 18
- ② 信書便事業の種類…………… 18
- ③ 主な信書便サービス…………… 20
 - ① 巡回集配サービス…………… 20
 - ② 定期集配サービス…………… 21
 - ③ ビジネス文書の急送サービス…………… 22
 - ④ メッセージカードの配達サービス…………… 23



信書便事業に参入するには…………… 24

- ① 事業開始までの流れ…………… 24
- ② 事業の実施に関する許認可の基準…………… 25
- ③ 事業開始後の遵守事項…………… 26
- ④ 事後的な監督…………… 27
- ⑤ 特定信書便事業者に対する税制措置…………… 28



資料編

- 資料 1 信書とは…………… 30
- 資料 2 民間事業者による信書の送達に関する法律…………… 35
- 資料 3 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則…………… 43
- 総務省ホームページ「信書便事業のページ」のご案内…………… 52
- 信書便に関するお問い合わせ先…………… 53